

第6章 特定健康診査及び特定保健指導の実施

1 目標値の設定

国の特定健康診査・特定保健指導の基本方針では、第2期の目標として特定健康診査受診率を60%、特定保健指導実施率を60%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の25%減少（平成20年度比）を平成29年度までに達成することを目標としていました。

第3期計画では、国の目標値は市町村国保の加入者に係る特定健康診査の受診率60%以上、特定保健指導の実施率を60%以上にする事としており、現状を踏まえて設定することとしました。【表18】【表19】

○特定健康診査・特定保健指導の目標値

【表18】 特定健康診査・特定保健指導の目標値

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
特定健康診査 受診率	40%	44%	48%	52%	56%	60%	
特定保健指導 実施率	22%	30%	37%	45%	52%	60%	
特定保健指導 対象者の減少率	533人 (平成20年度実績)	平成20年度の実績と比較して25%の減少				400人	

2 年度別の対象者数の見込み

【表19】 年度別の対象者数の見込み

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査 想定対象者数	13,132人	12,607人	12,103人	11,619人	11,155人	10,709人
特定健康診査 想定受診者数	5,253人	5,548人	5,810人	6,042人	6,247人	6,426人
積極的支援 想定対象者数	80人	77人	74人	70人	65人	60人
積極的支援 想定実施者数	8人	10人	12人	14人	15人	16人
動機付け支援 想定対象者数	453人	439人	420人	396人	367人	340人
動機付け支援 想定実施者数	110人	145人	171人	196人	210人	224人

3 特定健康診査の実施方法

(1) 対象者

特定健康診査の対象者は、鶴ヶ島市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの被保険者とします。

(2) 実施場所

①実施形態

個別健診

②実施場所

一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会（実施医療機関）

(3) 健康診査項目

内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣病の予防を中心とした保健指導を必要とする者を抽出する健康診査項目とします。

①基本的な特定健康診査項目

- ア 既往歴の調査 服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む
- イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 理学的検査（身体診察）
- ウ 身長、体重及び腹囲の検査
- エ BMI の測定（ $BMI = \text{体重}(\text{kg}) \div \text{身長}(\text{m})^2$ ）
- オ 血圧の測定
- カ 肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）
- キ 血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）
- ク 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
※ やむを得ない場合は随時血糖
- ケ 尿検査 尿中の糖及び蛋白の有無

②詳細な健康診査の項目

一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施します。

- ア 心電図検査
- イ 眼底検査

③市の独自検査項目

- ア 血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価含む）
- イ 血糖検査（空腹時血糖）
- ウ 尿検査（尿潜血）

- エ 血液一般（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、アルブミン、尿酸）
- オ 心電図検査 ※本人希望で実施可
- カ 聴力検査（発信器による聴力検査） ※65歳以上

（４）実施時期

6月～11月

（５）委託先

一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会

（６）委託基準

特定健康診査を委託するにあたっては、「標準的な健診・保健指導プログラム」における基準に基づき委託します。

（７）周知・案内の方法

特定健康診査受診対象者には、特定健康診査受診券と受診方法等を記載した受診案内を送付します。

また、周知の徹底を図るため、広報やホームページ等に関連情報を掲載します。

（８）受診方法

対象者は、受診券が届いた後、希望の実施医療機関を選び、直接申込みをします。予約が必要な場合は事前予約をします。

受診希望の（事前予約をした）日時に受診券を実施医療機関に提出することにより、特定健康診査を受診するものとします。

なお、特定健康診査結果は、受診者が医療機関から直接受け取るものとします。その際、生活習慣の改善に関する情報提供を実施します。

（９）自己負担額

特定健康診査の実施にあたっては、対象者からの自己負担は求めないこととします（詳細な健康診査を除く）。

（10）特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査結果データは、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、その保管及び管理を行います。

特定健康診査結果は、特定健康診査を実施した医療機関が、国が定める電子標準様式で埼玉県国民健康保険団体連合会に提出し、原則5年間保存します。

(11) 受診率向上のための方策

新規受診者の獲得及び経年連続受診者数の増加に向けた方策を重点的に取り組みます。詳細については、第5章に記載しています。

(12) 情報提供

①実施内容

特定健康診査を受診した者全員を対象に情報提供を実施します。特定健康診査結果の説明に合わせて、全員に個別のニーズ、生活習慣に即した情報を提供し、本人が特定健康診査結果から生活習慣病の改善、必要な治療又は服薬、特定健康診査の継続受診等の行動変容につながるような内容とします。

②実施形態

受診者に、鶴ヶ島市が委託する医療機関の医師によるチラシを活用した情報提供を行います。また、ホームページ等を活用し情報提供を行います。

4 特定保健指導の実施方法

(1) 対象者及び対象者の抽出

①対象者

特定保健指導の対象者は、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要があると認められる者としてします。

②対象者の抽出

ア 基本的な考え方

特定健康診査の結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスクに応じ、必要性に応じたレベル別（情報提供、動機づけ支援、積極的支援）に保健指導を実施するため、対象者の階層化を行います。

イ 保健指導対象者の選定と階層化の方法

特定保健指導対象者を明確にするため、特定健康診査結果から対象者をグループに分類して保健指導を実施します。

なお、対象者の抽出にあたっては、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除外します。

(2) 実施場所

①実施形態

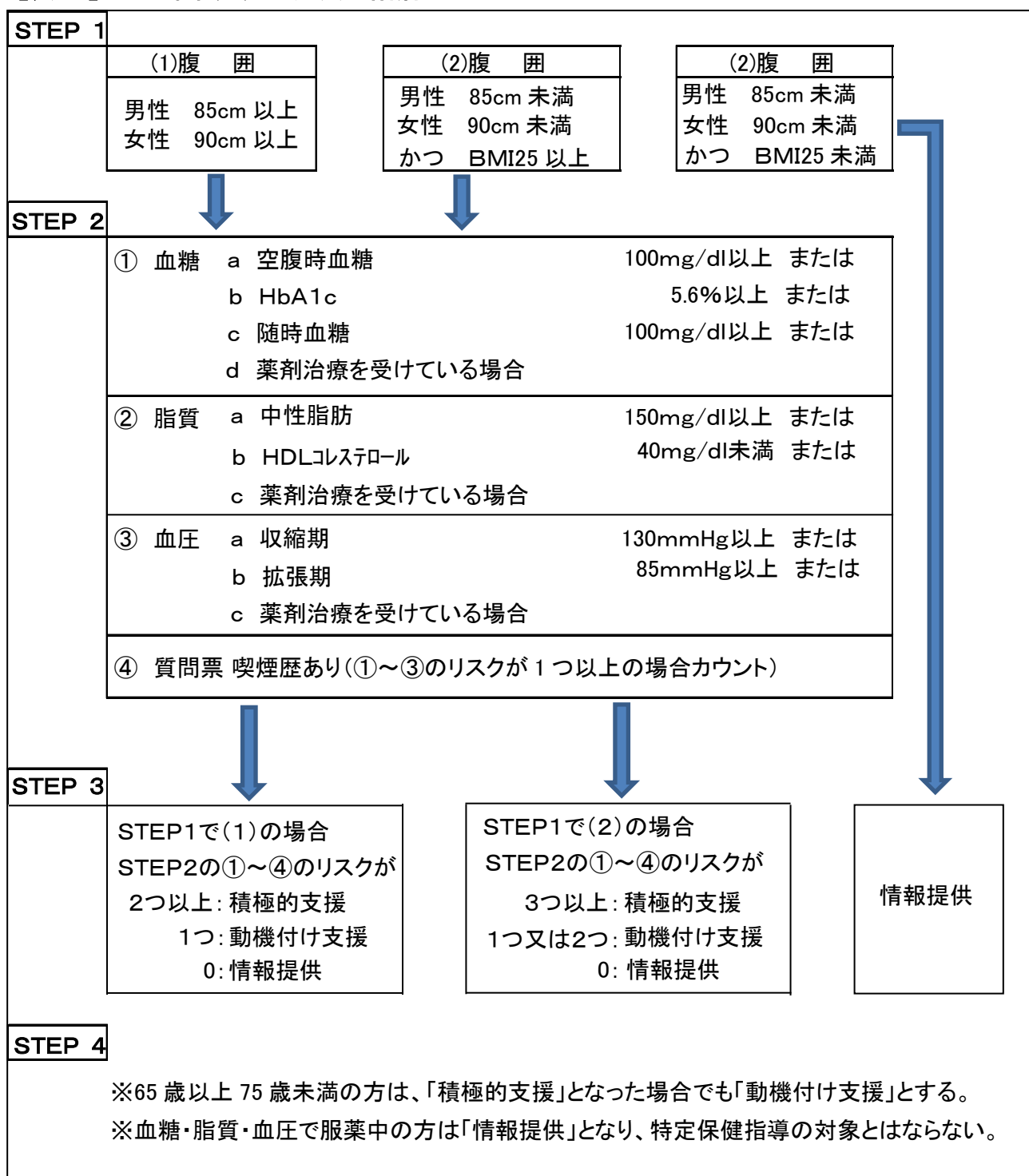
個別指導、集団指導

②実施場所

保健センター、一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会（特定保健指導実施医療機関）

○特定健康診査結果の階層化と特定保健指導対象者のグループ分け

【表 20】 対象者選定の方法・階層化



(3) 実施内容

【表 21】 動機付け支援・積極的支援実施の内容

	動機付け支援	積極的支援
①支援期間・頻度	面接による支援のみの原則 1 回	初回面接支援の後、3 ヶ月以上の継続的な支援
②支援内容・支援形態	対象者自身の生活習慣の改善点等に気づき、自ら目標設定し、行動できるような内容とする	対象者が自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とする。 面接による支援及び行動計画の進捗状況に関する評価（中間評価）及び実績評価を行う
③面接による支援の具体計内容	1 人当たり 20 分以上の個別支援又は、1 グループ（おおむね 8 名以下）当たりおおむね 80 分以上のグループ支援	1 人当たり 20 分以上の個別支援又は、1 グループ（おおむね 8 名以下）当たりおおむね 80 分以上のグループ支援
④3 カ月以上の継続的な支援の具体的内容		支援 A のみで 180 ポイント以上 支援 A（最低 160 ポイント以上）と支援 B の合計で 180 ポイント以上
⑤ポイント算定に係る留意事項		1 日に 1 回の支援のみカウントする 保健指導と直接関係ない情報のやりとりはカウントしない等
⑥実績評価	初回面接から 3 ヶ月経過後、面接又は通信を利用して双方向のやりとりを行う	面接又は通信を利用して実施する双方向のやりとりを行う 継続的な支援の最終回と一体のものとして実施することも可

(4) 委託基準

特定保健指導を委託するにあたっての基準は、厚生労働省告示第 11 号（平成 20 年 1 月 17 日）によることとします。

- ア 人員に関する基準
- イ 施設、設備に関する基準
- ウ 特定保健指導の内容に関する基準
- エ 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- オ 運営等に関する基準

(5) 自己負担額

特定保健指導の実施にあたっては、対象者からの自己負担は求めないこととします。

5 実施における年間スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導
4月		委託契約 特定保健指導（前年度から継続）
5月	委託契約 対象者の抽出 受診券等の印刷・送付	
6月	特定健康診査の実施	
7月	特定健康診査データ受取	
8月		対象者の抽出、 利用券等の印刷・送付 特定保健指導の受付開始
9月		特定保健指導（初回面接）
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

※特定健康診査の受診者全員に、実施医療機関で特定健診結果票をお渡しします。

6 実施率向上のための方策

詳細については、第5章に記載しています。